

介護保険福祉用具購入に係るQ&A

1. 制度全般に係るQ&A

- No. 1 [制度について](#)
- No. 2 [要支援・要介護認定について](#)
- No. 3 [要支援・要介護認定の新規申請中または区分変更申請中の購入](#)
- No. 4 [福祉用具の種目](#)
- No. 5 [支給基準限度額](#)
- No. 6 [同一年度での複数の購入](#)
- No. 7 [支給基準限度額を超える金額の福祉用具の購入](#)
- No. 8 [購入する事業者について](#)
- No. 9 [インターネット\(通信販売\)での購入](#)
- No. 10 [購入目的について](#)
- No. 11 [入院中\(入所中\)の購入](#)
- No. 12 [介護付き有料老人ホームやグループホームに入居中の購入](#)
- No. 13 [外泊及び一時帰宅中の購入](#)
- No. 14 [ショートステイ利用中の購入](#)
- No. 15 [運搬費や設置費について](#)
- No. 16 [自宅以外で使用するための購入①](#)
- No. 17 [自宅以外で使用するための購入②](#)
- No. 18 [2つ以上の機能を有する福祉用具](#)

2. 申請に係るQ&A

- No. 1 [支給申請時の提出書類](#)
- No. 2 [申請書類の提出先](#)
- No. 3 [申請書類の提出者](#)
- No. 4 [提出期限及び振込日について](#)
- No. 5 [領収書の提出](#)
- No. 6 [領収書の宛名](#)
- No. 7 [適用される負担割合](#)
- No. 8 [給付制限中の購入](#)
- No. 9 [被保険者本人が亡くなった場合の支給申請について](#)

3. 部品の購入及び同一の種目の再購入に係るQ&A

- No. 1 [部品の購入](#)
- No. 2 [予備部品の購入](#)
- No. 3 [部品の交換を伴わない修理](#)
- No. 4 [同一の種目の再購入](#)
- No. 5 [再購入する場合の支給申請](#)
- No. 6 [「介護の必要の程度」について](#)
- No. 7 [介護度が低くなった場合の再購入](#)
- No. 8 [居住環境の変化による再購入](#)
- No. 9 [衛生面を理由とした再購入](#)
- No. 10 [用途及び目的が異なる同一種目の複数購入①](#)
- No. 11 [用途及び目的が異なる同一種目の複数購入②](#)
- No. 12 [用途及び目的が異なる同一種目の購入①](#)
- No. 13 [用途及び目的が異なる同一種目の購入②](#)

4. 腰掛便座に係るQ&A

- No. 1 [洗浄機能付きの補高便座](#)
- No. 2 [壁リモコン付きの腰掛便座](#)
- No. 3 [ビス等で固定する腰掛便座](#)
- No. 4 [家具調のポータブルトイレ](#)
- No. 5 [水洗式のポータブルトイレ](#)

5. 自動排泄処理装置の交換可能部品に係るQ&A

- No. 1 [専用パッド等の消耗品](#)
- No. 2 [「しびん」について](#)
- No. 3 [自動排泄処理装置本体について](#)

6. 排泄予測支援機器に係るQ&A

- No. 1 [利用が想定される状態像](#)
- No. 2 [利用が想定しにくい状態像](#)
- No. 3 [医学的な所見の確認](#)
- No. 4 [事前に確認すべき事項](#)
- No. 5 [販売前の試用期間](#)
- No. 6 [専用ジェル・シート等の消耗品](#)
- No. 7 [独居の高齢者の利用](#)
- No. 8 [おむつ交換時期等の把握のための利用](#)

7. 入浴補助用具に係るQ&A

- No. 1 [シャワー機能付きの入浴用いす](#)
- No. 2 [「踏み台」について](#)
- No. 3 [浴槽内いすの「踏み台」使用](#)
- No. 4 [浴槽内すのこ\(浴室内すのこ\)のオーダーメイド](#)
- No. 5 [滑り止めマット](#)

8. 簡易浴槽に係るQ&A

- No. 1 [材質について](#)
- No. 2 [部分浴に係る器具について](#)

9. 移動用リフトのつり具部分に係るQ&A

- No. 1 [移動用リフト本体について](#)

1. 制度全般に係るQ&A

No.	項目	質問	回答								
1	制度について	特定福祉用具購入とはどのような制度か。	要支援・要介護認定を受けている方が、入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したときに、年度10万円を上限に購入費用の一部を支給する制度です。								
2	要支援・要介護認定について	要支援・要介護認定を受けていないが、支給対象となるか。	特定福祉用具購入の制度を利用して購入費用の一部の支給を受けるためには、必ず、要支援・要介護認定を受けている必要があります。要支援・要介護認定を受けていない方は、支給対象となりません。								
3	要支援・要介護認定の新規申請中または区分変更申請中の購入	要支援・要介護認定の新規申請中や区分変更申請中に福祉用具を購入した場合は、支給対象となるか。	<p>要支援・要介護認定の次の申請中に福祉用具を購入した場合は、要介護認定結果が確定し、かつ、いずれかの要介護状態区分に認定されたときには、支給対象となります。なお、このときの支給申請は、認定結果の確定後に行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規申請をしているとき ・区分変更申請をしているとき ・更新申請を行った後に既存の認定有効期間が経過したとき <p>一方、認定結果が非該当となった場合は、支給対象とならず全額自己負担となりますので、特定福祉用具販売事業者は利用者に対して事前に説明する必要があります。</p>								
4	福祉用具の種目	支給対象となる福祉用具は何か。	<p>支給対象となる福祉用具の種目は、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換部品、排せつ予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽及び移動用リフトのつり具部分です。詳細については、各種目のQ&Aや「介護保険福祉用具貸与・特定福祉用具購入の手引き」をご確認ください。</p> <p>なお、支給対象となる福祉用具は、公益財団法人テクノエイド協会で「特定福祉用具購入」の登録を受けているものに限りします。</p>								
5	支給基準限度額	支給される金額の上限額はいくらか。	<p>同一年度(4月から翌年3月)で1人あたり10万円(消費税含む。)です。10万円を上限として、福祉用具の購入費用に対して、被保険者の利用者負担割合(1割～3割)に応じて、7割～9割を介護保険から支給します。</p> <p>【例:10万円(税込)の福祉用具を購入した場合】</p> <table> <thead> <tr> <th>利用者負担割合</th> <th>支給金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1割</td> <td>⇒ 9万円</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>⇒ 8万円</td> </tr> <tr> <td>3割</td> <td>⇒ 7万円</td> </tr> </tbody> </table>	利用者負担割合	支給金額	1割	⇒ 9万円	2割	⇒ 8万円	3割	⇒ 7万円
利用者負担割合	支給金額										
1割	⇒ 9万円										
2割	⇒ 8万円										
3割	⇒ 7万円										

1. 制度全般に係るQ&A

No.	項目	質問	回答
6	同一年度での複数の購入	4月に入浴補助用具(20,000円)を購入し福祉用具購入費の支給を受けたが、同じ年度中に腰掛便座(40,000円)が必要となったため、購入したいと思っている。この場合、腰掛便座は支給対象となるか。	<p>支給限度基準額(10万円)の範囲内であれば、再度、福祉用具購入費の支給申請をすることができるため、腰掛便座も支給対象となります。</p> <p>なお、同一の種目の再購入は購入した年度を問わず原則として認められませんが(詳細は「3. 同一の種目の再購入に係るQ&A」参照)、同一の種目であっても、用途及び目的が異なる福祉用具を購入する場合は、支給限度基準額の範囲内で支給対象となります。</p> <p>【同一の種目の再購入が支給対象となる例】 入浴用いす(入浴補助用具)を購入した後に(あるいは同時に)、浴槽用手すり(入浴補助用具)を購入する場合</p>
7	支給基準限度額を超える金額の福祉用具の購入	購入した福祉用具の金額が15万円だった場合、支給される金額はいくらか(利用者負担割合は1割のケース)。	<p>支給限度基準額(10万円)を超える金額については、全額利用者負担となります。本ケースにおける(1)支給額と(2)利用者負担額は次のとおりです。</p> <p>(1) 支給額 = 支給限度基準額 × (1 - 利用者負担割合) 9万円 = 10万円 × 9割 ※小数点がある場合は切り捨て</p> <p>(2) 利用者負担額 = (支給限度基準額 - 支給額) + 支給限度基準額を超える金額 6万円 = (10万円 - 9万円) + (15万円 - 10万円)</p>
8	購入する事業者について	購入する事業者はどこでも良いか。	都道府県等の指定を受けた事業者である必要があります。指定を受けていない事業者から購入した場合は支給対象となりません。
9	インターネット(通信販売)での購入	都道府県等の指定を受けた事業者からインターネット(通信販売)で購入した場合、支給対象となるか。	特定福祉用具購入においては、福祉用具専門相談員の専門的知識に基づく助言を受けて購入する必要があることから、インターネット(通信販売)で購入した福祉用具は支給対象となりません。
10	購入目的について	介護者の負担軽減のために福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	特定福祉用具購入は利用者が自立した日常生活を営むことができるようになることが目的であることから、介護者の負担軽減を主目的として購入した福祉用具は、支給対象となりません。

1. 制度全般に係るQ&A

No.	項目	質問	回答
11	入院中(入所中)の購入	病院に入院中(介護保険施設に入所中)に福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	<p>特定福祉用具購入は在宅での生活を前提としていることから、医療機関に入院中に購入した福祉用具は、支給対象となりません。</p> <p>同様に、介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)等に入所中の場合も、福祉用具が整備されていることが前提であることから、支給対象となりません。</p> <p>なお、退院または退所に向けて福祉用具を購入するときは支給対象となる場合がありますので、ケアマネジャーに相談してください(この場合、支給申請は退院または退所後に行ってください。結果的に退院または退所に至らなかったときは、支給対象となりません)。</p>
12	介護付き有料老人ホームやグループホームに入居中の購入	特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)や認知症対応型共同生活介護(グループホーム)を入居中に福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	特定施設入居者生活介護事業所や認知症対応型共同生活介護事業所では、福祉用具が整備されていることが前提であることから、支給対象となりません。
13	外泊及び一時帰宅中の購入	病院に入院中(介護保険施設に入所中)に外泊や一時帰宅を行うために、外泊先や一時帰宅先で使用する福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	外泊や一時帰宅のために購入した福祉用具は、支給対象となりません。
14	ショートステイ利用中の購入	短期入所生活介護(ショートステイ)を利用中に、滞在先の施設で利用するために福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	短期入所生活介護を利用中に滞在先の施設で利用するために購入した福祉用具は、支給対象となりません。
15	運搬費や設置費について	福祉用具の購入にあたり、「運搬費」や「設置費」が発生したが、これらの費用も支給対象となるか。	特定福祉用具購入では、福祉用具そのものの購入費用のみが支給対象となり、運搬費や設置費等の費用は支給対象となりません。
16	自宅以外で使用するための購入①	藤沢市に住民票を置いているが、実際は他市の親族宅で生活している。その親族宅で使用する福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	他市の親族宅が本人の生活の本拠地としてケアプランが作成されており、その親族宅で福祉用具を使用するということであれば、支給対象となります。
17	自宅以外で使用するための購入②	生活の本拠地は自宅であるが、自宅と親族宅を行ったり来たりしながら生活している。その親族宅で使用する福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	特定福祉用具購入では、生活の本拠地で使用される福祉用具のみが支給対象となることから、生活の本拠地以外で使用する福祉用具は、支給対象となりません。

1. 制度全般に係るQ&A

No.	項目	質問	回答
18	2つ以上の機能を有する福祉用具	2つ以上の機能を有する福祉用具はどのように取り扱われるのか。	2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱います。 ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。 ② 区分できない場合であって、特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。 ③ 特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、保険給付の対象外として取り扱う。

2. 申請に係るQ&A

No.	項目	質問	回答
1	支給申請時の提出書類	特定福祉用具購入の支給申請時の必要書類は。	<p>支給申請時には、次の書類の提出が必要です。</p> <p>(1)介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書 (2)領収書(コピー可) (3)購入した福祉用具のパンフレット(製造事業者、商品名、価格が分かる部分。コピー可。) ※審査に必要と判断したときは、上記以外の書類の提出を求める場合があります。</p> <p>なお、「排泄予測支援機器」の支給申請にあたっては手続及び提出書類が異なりますので、「6. 排泄予測支援機器に係るQ&A」や「介護保険福祉用具貸与・福祉用具購入の手引き」を確認してください。</p>
2	申請書類の提出先	申請書類はどこに提出すればよいか。	<p>介護保険課に直接提出するか、郵送で提出してください。 なお、市民センターや公民館等の地区福祉窓口では受付できません。</p> <p>提出先 : 藤沢市役所本庁舎2階 介護保険課 郵送先 : 〒251-8601 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所 介護保険課 総務・給付担当 宛</p>
3	申請書類の提出者	ケアマネジャーや購入先の事業者が申請書類を提出することは可能か。	被保険者の依頼により、ケアマネジャーや購入先の事業者が提出することは問題ありません。
4	提出期限及び振込日について	申請書類の提出締切はいつか。また、保険給付分はいつ振り込まれるのか。	提出期限は毎月20日(閉庁日の場合は直前の開庁日)です。同日までに提出があり、本市の審査の結果支給決定となった場合は、保険給付分を原則として翌月最終水曜日に振込みします。(振込日は都合により変わることがあります。)
5	領収書の提出	領収書の提出は必ず原本が必要か。	提出する領収証は写しで構いません。 原本を提出した場合返却できませんので、原本が必要であれば必ず写しを提出してください。
6	領収書の宛名	実際に購入代金を支払ったのが家族や親族等の場合、領収書の宛名はその氏名で良いか。	領収書の宛名は被保険者本人である必要があります。 被保険者以外の氏名が記載された領収書では受付できません。

2. 申請に係るQ&A

No.	項目	質問	回答																
7	適用される負担割合	事業者に注文をした時点での負担割合は1割だったが、納品を待っている間に負担割合の年度更新があり、領収日時点での負担割合は2割となった。この場合、どちらの負担割合が適用されるのか。	領収日(領収書の記載日)時点の負担割合が適用されます。よって、本ケースの場合は2割となります。																
8	給付制限中の購入	介護保険料の滞納による給付制限期間中に福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	給付制限期間中に購入した福祉用具も、支給対象となります。 ただし、給付制限として給付額減額を受けている場合、給付額減額後の負担割合に基づいて福祉用具購入費を支給します。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>【本来の負担割合】</td> <td></td> <td>⇒</td> <td>【給付制限による負担割合】</td> </tr> <tr> <td>1割</td> <td></td> <td>⇒</td> <td>3割</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td></td> <td>⇒</td> <td>3割</td> </tr> <tr> <td>3割</td> <td></td> <td>⇒</td> <td>4割</td> </tr> </table>	【本来の負担割合】		⇒	【給付制限による負担割合】	1割		⇒	3割	2割		⇒	3割	3割		⇒	4割
【本来の負担割合】		⇒	【給付制限による負担割合】																
1割		⇒	3割																
2割		⇒	3割																
3割		⇒	4割																
9	被保険者本人が亡くなった場合の支給申請について	福祉用具を購入したが、支給申請前に被保険者本人が亡くなった。この場合、支給対象となるか。	被保険者本人が亡くなる前に購入した福祉用具であれば、支給対象となります。この場合、提出する領収書の領収日は亡くなる前の日付である必要があります。 また、介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書の申請者欄は相続人が記入し、別途、受給資格者申告書兼給付費支給指定口座変更届の提出が必要となります。																

3. 部品の購入及び同一の種目の再購入に係るQ&A

No.	項目	質問	回答
1	部品の購入	介護保険の適用となる福祉用具が破損し部品を交換した場合、部品の購入費用は支給対象となるか。	特定福祉用具購入の支給対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品については、支給対象となります。なお、この場合、部品そのものの購入費用のみが支給対象となり、運搬費や作業費等の費用は支給対象となりません。
2	予備部品の購入	故障した場合等のメンテナンスのため、予備部品を購入した場合、支給対象となるか。	予備部品の購入費用については、支給対象となりません。
3	部品の交換を伴わない修理	既に福祉用具購入費の支給を受けた福祉用具が破損し、部品の交換を伴わない修理を行った場合、その修理費用は支給対象となるか。	介護保険の特定福祉用具購入の支給対象は、福祉用具(またはその部品)そのものの費用のみです。運搬費、設置費等の費用については支給対象とならないことから、本ケースにおける修理費用も支給対象となりません。(全額利用者負担となります。)
4	同一の種目の再購入	同一の種目の再購入は可能か。	用途及び目的が異なる同一の種目の再購入については、原則として支給対象となりません。ただし、次の場合については、例外として支給対象となります。 ①過去に購入した時点から、被保険者本人の介護の必要の程度が著しく高くなったことや、居住環境に変化があったことから、購入した製品が適合しなくなった場合 ②過去に購入した製品が破損し、修理又は部品の交換をすることができない場合 (通常の使用による破損のみが支給対象となります。故意や過失による破損は支給対象となりません。) ③その他の特別な事情がある場合であって、藤沢市が福祉用具購入費の支給が必要と認めた場合
5	再購入する場合の支給申請	5年前に福祉用具購入費の支給を受けた入浴用いすが破損し、修理や部品の交換ができないため、再購入したい。再購入する場合の支給申請について、通常の支給申請の提出書類の他に必要なものはあるか。	原則として、通常の支給申請の提出書類の他に必要なものはありませんが、「介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書」の「福祉用具が必要な理由」欄に再購入が必要となった理由や経緯(本人の身体状況や居住環境にどのように変化がありなぜ再購入が必要となったか、破損箇所や修理または部品の交換ができない旨の記載等)の記入が必要です。 ただし、申請内容によっては、破損箇所の写真等の提出を求められることがあります。

3. 部品の購入及び同一の種目の再購入に係るQ&A

No.	項目	質問	回答
6	「介護の必要の程度」について	「介護の必要の程度が著しく高くなった場合」とはどの程度を指すのか。	原則として、当初の購入時点よりも介護度が高くなっており、ケアプランの内容を変更する必要があるほど、身体状況が著しく悪化した場合を想定しています。 ただし、介護度が高くなっていない場合でも、身体状況の変化に伴い再購入が必要であると本市が認めるときは、この限りではありません。
7	介護度が低くなった場合の再購入	介護度が低くなり、既に福祉用具購入費の支給を受けた福祉用具が身体状況に適合しなくなった場合、同一の種目の再購入は支給対象となるか。	介護度が低くなり、身体状況に適合しなくなった場合の再購入については、支給対象となりません。
8	居住環境の変化による再購入	転居によって居住環境に変化があり、既に支給を受けた福祉用具では適合しなくなった場合、同一の種目の再購入は支給対象となりますか。	原則として、転居があったとしても同一種目の再購入は認められず、既に支給を受けた福祉用具を転居後の環境で使用する必要があります。 ただし、当該福祉用具のサイズでは転居後の環境に適合しなくなった場合は、同一種目の再購入であっても例外的に支給対象となります。 【例】 転居前の自宅で浴槽内すのこの支給申請を受けたが、転居後の自宅の浴槽にサイズが合わないケース(大きすぎて浴槽に入らない等)。
9	衛生面を理由とした再購入	既に福祉用具購入費の支給を受けた入浴用いすについて、通常の使用の結果、カビやぬめりが生じてしまい転倒の危険性があるため、再購入したい。この場合、支給対象となるか。	同一種目の再購入が例外的に支給対象となるのは、No. 4に記載した事由のみです。カビやぬめり等の衛生面や汚れを理由とした同一種目の再購入については、支給対象となりません。
10	用途及び目的が異なる同一種目の複数購入①	1階と2階にトイレがあり、その両方のトイレで使用するため、補高便座(腰掛便座)を2個購入したい。この場合、支給対象となるか。	用途及び目的が異なる同一の種目の福祉用具を複数購入した場合、2個目の分の購入費用については支給対象となりません。(1個目の分の購入費用は支給対象となります。)
11	用途及び目的が異なる同一種目の複数購入②	入浴用いすを購入したいが、体が大きく1つでは不安定であり、転落の恐れがあるため、2つ購入したい。この場合、2つとも支給対象となるか。	No. 10と同様、支給対象となりません。(大きな入浴用いすを1つ購入する場合は支給対象となります。)
12	用途及び目的が異なる同一種目の購入①	昼間はトイレに行けるため補高便座(腰掛便座)を購入し、夜間は足元が暗く、転倒の危険性が高いのでポータブルトイレ(腰掛便座)を購入する場合、支給対象となるか。	同一の種目(腰掛便座)の購入ですが、用途及び目的が異なるため、支給対象となります。

3. 部品の購入及び同一の種目の再購入に係るQ&A

No.	項目	質問	回答
13	用途及び目的が異なる同一種目の購入②	浴室と浴槽内の段差を解消するため、浴室内すのこ(入浴補助用具)と浴槽内すのこ(入浴補助用具)を購入する場合、支給対象となるか。また、浴室内すのこ浴槽内いす(入浴補助用具)の場合はどうか。	どちらのケースにおいても、同一の種目(入浴補助用具)の購入ですが、用途及び目的が異なるため、支給対象となります。

4. 腰掛便座に係るQ&A

No.	項目	質問	回答
1	洗浄機能付きの補高便座	洗浄機能付きの補高便座は支給対象となるか。	補高を目的としている場合は支給対象となりますが、洗浄機能のみを目的としている場合は支給対象とはなりません。また、取付けに伴う給排水工事や電気工事等は支給対象とはなりません。 ※暖房機能、消臭機能等についても同様です。
2	壁リモコン付きの腰掛便座	壁リモコン付きの腰掛便座は支給対象となるか。	壁リモコンは、腰掛便座としての種目に該当しない機能であるため、支給対象とはなりません。ただし、壁リモコン部分と腰掛便座部分が区分できる場合には、腰掛便座部分のみが支給対象となります。
3	ビス等で固定する腰掛便座	ビス等による固定が必要な腰掛便座も支給対象となるか。	支給対象となります。
4	家具調のポータブルトイレ	家具調のポータブルトイレは支給対象となるか。	支給対象となります。
5	水洗式のポータブルトイレ	水洗式のポータブルトイレは支給対象となるか。	居室において使用可能なものであれば、支給対象となります。ただし、設置に伴う費用については支給対象とはなりません。

5. 自動排泄処理装置の交換可能部品に係るQ&A

No.	項目	質問	回答
1	専用パッド等の消耗品	専用パッド等の消耗品は支給対象となるか。	専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ専用シート等の関連部品は支給対象となりません。
2	「しびん」について	「しびん」は支給対象となるか。	自動排泄処理装置については、厚生労働省の告示により「尿または便が自動的に吸引されるもの」とされていることから、支給対象とはなりません。
3	自動排泄処理装置本体について	自動排泄処理装置本体は、福祉用具購入費の支給対象となるか。	自動排泄処理装置本体は、福祉用具購入費の支給対象とはなりません、福祉用具貸与の対象となります。

6. 排泄予測支援機器に係るQ&A

No.	項目	質問	回答
1	利用が想定される状態像	どのような状態の居宅要介護者の利用が想定されているか。	運動動作の低下、排尿のタイミングが不明、または伝えることができない等により、トイレでの自立した排尿が困難になっているが、排尿の機会の予測が可能となることで、失禁を回避し、トイレで排尿をすることが見込める居宅要介護者の利用が、支給対象として想定されています。
2	利用が想定しにくい状態像	どのような状態の居宅要介護者は利用が想定しにくいのか。	排泄予測支援機器は、トイレでの自立した排尿を支援するものであることから、認定調査票のうち基本調査2-5排尿の直近の結果が「1. 介助されていない」または「4. 全介助」の居宅要介護者については、利用が想定しにくいとされています。
3	医学的な所見の確認	特定福祉用具販売事業者が行う医学的な所見の確認はどのように行うのか。	排泄予測支援機器の販売に当たっては、特定福祉用具販売事業者は次のいずれかの方法により、利用者の膀胱機能を確認してください。 ①介護認定審査における主治医意見書 ②サービス担当者会議等における医師の所見 ③介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見 ④個別に取得した医師の診断書 等 なお、支給申請時には、①～④のいずれかの確認書面を提出する必要があります。
4	事前に確認すべき事項	特定福祉用具販売事業者が事前に確認すべき事項は。	特定福祉用具販売事業者は、次の点について、利用を希望する方に対して事前に確認の上、販売する必要があります。 (1)利用の目的を理解して、トイレでの自立した排尿を目指す意志があるか。 (2)装着することが可能か。 (3)居宅要介護者やその介助者等が通知を理解でき、トイレの移動や誘導が可能か。
5	販売前の試用期間	販売前に試用期間を設ける必要はありますか。	令和4年3月31日付老高発0331第3号「介護保険の給付対象となる排泄予測支援機器の留意事項について」において、特定福祉用具販売事業者は「居宅要介護者等の状態により、通知から排尿に至る時間(排尿を促すタイミング)は異なることから、販売前に一定期間の試用を推奨し、積極的な助言に努めるとともに、継続した利用が困難な場合は試用の中止を助言すること」とされています。 以上のことから、試用期間の設定は必須ではありませんが、排泄予測支援機器の使用目的や方法を鑑みると、設定することが望ましいと考えられます。 なお、試用期間の設定の有無にかかわらず、支給申請時には特定福祉用具販売事業者が作成した「排泄予測支援機器確認調書」を提出する必要があります。

6. 排泄予測支援機器に係るQ&A

No.	項目	質問	回答
6	専用ジェル・シート等の消耗品	専用ジェル・シート等の消耗品は支給対象となるか。	専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は、支給対象となりません。
7	独居の高齢者の利用	独居の高齢者が利用する場合、支給対象となるか。	<p>排泄予測支援機器の使用方法は次のような方法が考えられます。</p> <p>①利用者本人が装着し排尿の機会を知らせることで、適時にトイレに移動し排泄する。</p> <p>②介助者が通知により、排泄の声掛けやトイレへの誘導を行い、本人の排泄を促す。</p> <p>そのため、独居の場合でも①のような方法があり、必ずしも支給対象外となるものではありませんが、排泄予測支援機器の使用目的の理解や試用状況等を確認の上、適切に使用することにより、トイレでの自立した排泄が期待できるのか、十分に検討してください。</p>
8	おむつ交換時期等の把握のための利用	おむつ交換の時期を把握するために排泄予測支援機器を購入する場合、支給対象となるか。	排泄予測支援機器は、トイレでの自立に向けた排尿を促すことを目的としていることから、おむつ交換時期等を把握するための利用については、支給対象となりません。

7. 入浴補助用具に係るQ&A

No.	項目	質問	回答
1	シャワー機能付きの入浴用いす	シャワー機能が付いた入浴用いすは支給対象となるか。	「シャワー機能」は介護保険の支給対象となる入浴補助用具の品目に該当しないため、シャワー機能部分と入浴用いす部分を区分できる場合については、入浴用いす部分のみが支給対象となります。区分できない場合は原則として支給対象となりませんが、利用者の身体状況による理由があるときは例外的に支給対象として検討できる場合もありますので、その場合は事前に市に相談してください。
2	「踏み台」について	浴槽をまたぐ際に使用する「踏み台」は支給対象となるか。	「踏み台」は介護保険の支給対象となる入浴補助用具の品目に該当しないため、支給対象となりません。
3	浴槽内いすの「踏み台」使用	浴槽内いすを、浴槽内用と浴槽外用で購入し、踏み台として使用する場合、支給対象となるか。	原則として、同一品目を複数購入することはできません。また、購入した浴槽内いすが踏み台としての機能を製品仕様上有していたとしても、介護保険制度上、浴槽内いすは「浴槽内に置いて利用することができるものに限る」とされており、浴槽外の踏み台として使用することが、用途及び目的が適合しないため、支給対象となりません。
4	浴槽内すのこ(浴室内すのこ)のオーダーメイド	浴槽内すのこ(浴室内すのこ)をオーダーメイドで作成する場合、支給対象となるか。	オーダーメイドであっても、支給対象となります。ただし、加工費や工事費については支給対象となりません。なお、支給申請においては、見積書及び製品設置前後の写真を別途提出してください。また、作製する事業者は都道府県等の認定を受けている必要はありませんが、販売する事業者は認定を受けている必要があります。
5	滑り止めマット	浴室の段差解消や浴槽内の高さ調整のために「滑り止めマット」を購入した場合、支給対象となるか。	「滑り止めマット」は介護保険の支給対象となる「浴室内すのこ」や「浴槽内すのこ」に該当しないため、支給対象となりません。

8. 簡易浴槽に係るQ&A

No.	項目	質問	回答
1	材質について	材質が硬質である簡易浴槽も支給対象となるか。	材質が硬質のものであっても、使用しないときに立て掛けること等によって収納でき、居室において必要があれば入浴できるものであれば、支給対象となります。
2	部分浴に係る器具について	洗髪器や足浴器は簡易浴槽として支給対象となるか。	部分浴に係る器具(洗髪器や足浴器等)は簡易浴槽に該当しないため、支給対象となりません。

9. 移動用リフトのつり具部分に係るQ&A

No.	項目	質問	回答
1	移動用リフト本体について	移動用リフト本体は、特定福祉用具購入の支給対象となるか。	特定福祉用具購入の支給対象となるのは移動用リフトのつり具部分のみであり、移動用リフト本体は支給対象となりません。なお、移動用リフト本体は、福祉用具貸与の対象品目です。